

世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金 事業案内

ベビーシッターを安全に利用していただくため、児童の見守り機器（ウェブカメラ等）の購入費等の補助を実施します。

1 補助内容

(1) 対象者

ベビーシッターを利用する、区内在住の小学校3年生までのお子さんの保護者

※障害のあるお子さんがいる場合、小学校6年生まで対象。

※ベビーシッターを利用した日において、申請者及びお子さんがともに世田谷区内に居住し、住民登録があることが必要です。

(2) 対象機器

児童の見守りを目的とした機器（ウェブカメラ等）

※令和8年4月1日以降に購入・設置及び支払が完了したものを対象とします。

※以下の全ての要件を満たす機器が補助対象です。

①ベビーシッター利用中の児童の見守りを目的としていること。

②居宅内で使用すること。

③撮影・録画・映写のいずれかの機能を有すること。

(3) 対象経費

対象機器の購入費用・設置費用

(4) 上限金額

1世帯あたり1万円（100円未満切捨て）

2 手続きの流れ

(1) 購入したい機器を選んでください。

※上記「1（2）対象機器」の要件を満たす機器であることが必要です。

【見守り機器を選ぶ際に想定されるポイント】

●撮影内容の確認方法

（例）スマートフォンなどで離れた場所から確認する。

（例）付属のモニターで家庭内の別室で確認する。

●画質

（例）児童の表情や手元の動き、部屋の細かい状況を確認したい場合は、200万画素（フルHD）以上の機器を選択する。

●撮影したい範囲

（例）部屋全体を見渡したい場合は広角レンズを選ぶ。

（例）子どもの体勢・表情を詳細に見たい場合は狭角レンズを選ぶ。

●使用する時間帯

（例）夜間の使用を想定している場合は、暗視機能があるものを選ぶ。



二次元コード

(2) 機器を購入して、購入先から領収書を受け取ってください。

(3) 補助金申請

以下の書類を用意して、専用のフォーム (<https://logoform.jp/form/JqMJ/1369351>) から申請してください。

①対象機器の購入もしくは設置にかかる領収書等

購入日・商品名・領収金額・領収日・購入先の名称の記載が必要です。

②ベビーシッターから保育の提供を受けたことがわかる書類

③振込先口座の支店・口座番号・名義人が分かる資料（通帳やキャッシュカードの写真等）

※申請内容によっては、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(4) 補助金のお支払い

審査の上、以下のスケジュール（予定）で補助金をご指定の口座に振り込みます。

申請期限	入金予定日（申請に不備がない場合）
令和8年（2026年）12月31日	令和9年（2027年）2月下旬

3 その他

本事業の詳細は、世田谷区ホームページ「ベビーシッター利用支援事業（見守り機器購入支援）」（ページID：28407）でご確認ください。



二次元コード

【お問合せ先】

世田谷区ベビーシッター事務センター（委託事業者：アデコ株式会社）

電話 03-4455-5321

（午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く））